




産業廃棄物収集運搬処分 (木くず類等)

業務隊長		管理科長		営繕班長		施設管理		工事企画		営繕主任		担当者	
件名	産業廃棄物収集運搬処分(木くず類等)												
図面	表紙												
縮尺	作成年月日 4. 10. 24												
陸上自衛隊玖珠駐屯地業務隊													

仕様書

1 件名
産業廃棄物収集運搬処分(木くず類等)

2 場所
大分県玖珠郡玖珠町大字柳足2494番地 陸上自衛隊玖珠駐屯地

3 概要
産業廃棄物(木くず類、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラ類、廃油)の収集運搬処分

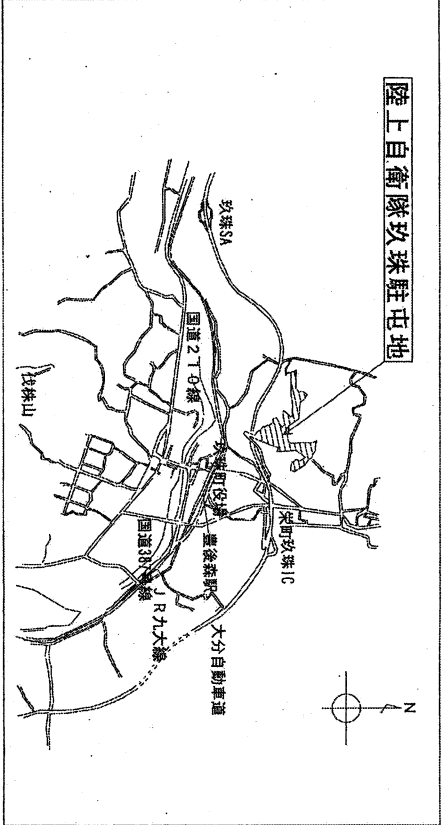
4 処分予定数量等		
処分品目	単位	予定数量
木くず類	kg	22,500
ガラスくず	kg	250
陶磁器くず	kg	2,000
廃プラ類	kg	500
廃油	kg	100

5 一般事項

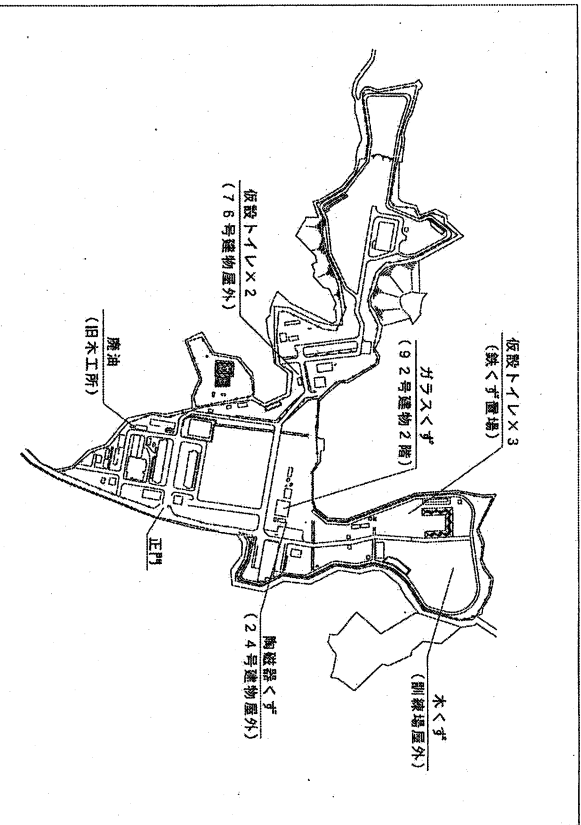
- (1) 請負者は収集運搬処分にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本役務は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- (3) 安全には十分に注意を払い、安全管理を徹底すること。
- (4) 仕舞書に記載していない事項及び瑕疵が生じた場合は、監督官と協議するものとし、処分に関し必要な事項は請負者の責任において実施すること。

6 特記事項

- (1) 本役務の写真は、カメラ(カラー)またはデジタルカメラを使用し、着手前、作業中、完了時、主要な作業状況、隠れ箇所及び監督官の指示する箇所及び要所で監督官が入った写真を撮影し、簿冊に整理して監督官に1部提出するものとする。また、ネガまたはデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去すること。
- (2) 収集運搬した産業廃棄物は、計量器により重量を計測し運搬の都度、計測結果を監督官に報告すること。
- (3) 請負者は、処理場より発行された重量伝票(写)等、重量証明が可能な書類を1部監督官に提出すること。
- (4) 請負者は、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を運搬車両1台/回に1部処理し、廃棄物の最終処分が終了した際は、同票(白票)を工期内に監督官に提出すること。
- (5) 本役務で運搬する産業廃棄物の数量は予定数量のため、監督官と十分に調整し、監督官の指示した数量を運搬すること。
- (6) 完成検査は、役務完了及び監督官が指示した全ての書類提出をもって工期内に実施すること。



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

件名	産業廃棄物収集運搬処分(木くず類等)	2/2
図面仕様書		
縮尺		
作成年月日	4.10.24	
陸上自衛隊玖珠駐屯地業務隊		